

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	_____
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂 一 郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 高 木 智 司 書 記 石 川 敦 詞

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第3号 垂井町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
について

日程第3 議第4号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第4 議第5号 垂井町職員の旅費に関する条例の全部改正について

(1) 垂井町職員の旅費に関する条例の全部改正

- (2) 垂井町消防団条例の一部改正
 - (3) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
 - (4) 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正
 - (5) 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正
- 日程第5 議第6号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 日程第7 議第8号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第9 議第10号 町道路線の認定について
- 日程第10 議第11号 町道路線の廃止について
- 日程第11 議第13号 令和8年度垂井町一般会計予算
- 議第14号 令和8年度垂井町国民健康保険特別会計予算
- 議第15号 令和8年度不破郡介護認定審査会特別会計予算
- 議第16号 令和8年度垂井町介護保険特別会計予算
- 議第17号 令和8年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算
- 議第18号 令和8年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第19号 令和8年度垂井町水道事業会計予算
- 議第20号 令和8年度垂井町下水道事業会計予算
- 日程第12 議第27号 教育委員会教育長の任命について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（広瀬隆博君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3番 水野忠宗議員、4番 渡辺保彦議員を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（広瀬隆博君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第3号 垂井町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（広瀬隆博君） 日程第2、議第3号 垂井町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号 垂井町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第4号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（広瀬隆博君） 日程第3、議第4号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第4号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第5号 垂井町職員の旅費に関する条例の全部改正について

- (1) 垂井町職員の旅費に関する条例の全部改正
 - (2) 垂井町消防団条例の一部改正
 - (3) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
 - (4) 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正
 - (5) 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正
-

○議長（広瀬隆博君） 日程第4、議第5号 垂井町職員の旅費に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第5号 垂井町職員の旅費に関する条例の全部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第6号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（広瀬隆博君） 日程第5、議第6号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第6号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正について

○議長（広瀬隆博君） 日程第6、議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第8号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（広瀬隆博君） 日程第7、議第8号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号 垂井町ビジネス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○議長（広瀬隆博君） 日程第8、議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正に

ついてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第9号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第10号 町道路線の認定について

○議長（広瀬隆博君） 日程第9、議第10号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第10号 町道路線の認定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第11号 町道路線の廃止について

○議長（広瀬隆博君） 日程第10、議第11号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第11号 町道路線の廃止については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第13号 令和8年度垂井町一般会計予算

議第14号 令和8年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第15号 令和8年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第16号 令和8年度垂井町介護保険特別会計予算

議第17号 令和8年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第18号 令和8年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第19号 令和8年度垂井町水道事業会計予算

議第20号 令和8年度垂井町下水道事業会計予算

○議長（広瀬隆博君） 日程第11、議第13号 令和8年度垂井町一般会計予算から議第20号 令和8年度垂井町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

これら8案については、予算審査特別委員会の審査が終了いたしておりますので、これより委員長のご報告を求めます。

予算審査特別委員長 中川泰一議員。

〔予算審査特別委員長 中川泰一君登壇〕

○予算審査特別委員長（中川泰一君） ただいま一括議題となりました議第13号 令和8年度垂井町一般会計予算から議第20号 令和8年度垂井町下水道事業会計予算までの8議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、今定例会第1日の会議において設置され、議案付託をなされた後、3月9日から11日までの3日間にわたり委員会を開催し、執行部担当所管から説明を聴取するなどして、慎重に審査をいたしました。

そして、採決の結果、本委員会は付託されました8議案について、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決するものと決定した次第でございます。

なお、附帯意見として、次の事項について十分留意して取り組まれることを求めるものであります。

不安定な国際情勢により、エネルギー価格や物価の高騰など、住民生活や地域経済に及ぼす影響が懸念されており、今後の見通しは依然として不透明な状況にある。このような状況下においても、市政の発展に向け、都市基盤の整備や計画的なまちづくりを着実に推進するとともに、少子高齢化の進展を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かい行政施策を展開していく必要がある。にぎわいと活力のあるまちづくりを継続的に推進するため、歳入歳出両面において財政基盤の強化に取り組み、垂井町第7次総合計画の策定を見据え、将来の垂井町のさらなる発展につながる持続可能で魅力あるまちづくりの実現に向けた行財政運営に一層努められたい。

以上、予算審査特別委員会の審査の報告といたします。

○議長（広瀬隆博君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより8案に対する討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は一括して起立により行います。

8案に対する委員長の報告は、いずれも可決すべきものとなっております。

議第13号から議第20号までの令和8年度各会計予算は、これをいずれも委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、各案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議第27号 教育委員会教育長の任命について

○議長（広瀬隆博君） 日程第12、議第27号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第27号 教育委員会教育長の任命について、提案理由を御説明申し上げます。

現教育長である和田満氏が令和8年3月31日をもって辞任することに伴い、後任に神谷憲一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第27号 教育委員会教育長の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和8年第1回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時19分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 水 野 忠 宗

会議録署名議員 渡 辺 保 彦